

第2節 最終需要部門

1. 経済企画庁担当部門

家計外消費支出 (9110-00)

第3節粗付加価値部門2. 経済企画庁担当部門の家計外消費支出の説明を参照されたい。

家計消費支出 (9121-00)

1. 概念・定義及び範囲

家計の財およびサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さらに本邦人海外消費を加算したものである。ここでいう経常支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。

海外現物贈与と海外消費支出の取扱いについては、個人が外国から贈与されたり、あるいは居住者が外国で消費した財およびサービスは、輸入欄に一たん計上し、その需要先である家計最終消費支出欄に計上する。

中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や一般政府などの他部門との間の取引である場合とにわけられる。前の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、全て産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。

また、刑務所の飲食材料は政府消費とし、家計消費支出に含めない。

一方学校等に対して家計が支払いを行った場合のよう、政府サービス生産者あるいは対家計民間非営利サービス生産者からの家計の財貨およびサービスの購入も、昭和50年表と同様に55年表でも家計消費支出とする。

家計消費支出については、新SNAの消費支出勘定は、居住者概念とされているから、「居住者家計の国内市場ならびに海外での消費」である国民概念とする。

しかし、本部門から居住者家計の海外消費を差引き、非居住者家計の国内市场消費を加えることにより、「国内市场における居住者家計ならびに非居住者家計の消費」である国内概念に転換可能とすることにより、産業連関表全体の国内概念の原則を保持する必要がある。

このため、居住者家計の海外消費は、その需要先である本部門に含めて計上したうえ、「(控除) 直接購入(輸入)」とし、非居住者家計の国内市场消費は、「直接購入(輸出)」として、それぞれ別掲する。

2. 推計方法

(1) 家計消費支出額の推計

家計消費コントロール・トータルの推計方法は45年表までと、50年及び55年表では異っている。

すなわち、45年表までは、国民所得統計における家計消費支出の推計方法が「家計調査」等を使用する支出接近法を採用していたことにより、家計消費の投入(列)推計はコントロール・トータルを「家計調査」等により求めると共に、各行商品の家計消費額も「家計調査」の品目別支出額等により推計していた。一方、行商品担当者により家計消費の推計が行われるので、この数値と先に求めた列数値を相互調整することにより最終的な家計消費が決定されていた。

50年表からは、経済企画庁において、新SNAに移行したのにともない最終需要の推計は従来の支出接近法から物的接近法の一つであるコモディティ・フロー法による推計値を基に一次推計値を作成した。しかし、特定の品目に関しては、新SNA概念による支出接近法(家計調査、農家経済調査等を利用して推計する)の計数を勘案して一次推計値としたものもある(電力等)。

(2) 調整経過

コモ法は生産額をコントロール・トータルとすることや、マージン・運賃額が産業としての商業、運輸業の生産額として別に求められる点で、産業連関表の推計方法と類似する面も多いが、他方、資料の制約から家計消費など最終需要項目への配分比率が基準年次産業連関表に固定するなどの問題もある。もちろん新SNAコモ法では、配分比率の固定化による歪みを極力回避するため、商品を細分化し2132商品を推計単位とした。又需要先変化の大きい乗用車の配分比率を年々変化させたり、更には電力郵便などのサービス関係商品を家計調査法により推計した配分比率に置きかえるなどの措置をとっている。

このようにコモ法推計の長所、短所を考慮し、産出側推計値との調整を行った。これをやや具体的に記すと、

- ① まず、一部商品を除き産出推計の資料は乏しいので、コモ法推計結果を家計消費の投入推計値として提示することにより、産出側推計値を誘導した。
- ② 生産者価格評価表の段階における調整は、コモ法により推計された昭和55年家計消費額をコントロール・トータル、商品毎の調整は産出バランス等も考慮しつ

つ、できる限り、産出側の新しい情報を採り入れるよう努めた。これによりコモ法配分比率が基本的に昭和50年産業連関表に準拠している弱点を補強、是正した。

③ このようにして、調整を進めたものの、マージン額について基礎推計統計（商業動態）の推計方法等の改訂があり計数が大きく変化したため、当初コモ法により推計された家計消費のコントロール・トータルとは大きく乖離することとなった。

④ 次いで、商業マージン表、運賃表が作成され、購入者価格表での調整が行われたが、行別マージン額をコントロール・トータルとして推計される列マージン額は、生産者価格表調整段階で見込んだマージン額と開差を生じ、調整は難航したが両者の歩み寄りによりようやく合意点に達した。

3. 推計資料

上述のようにコモ法による推計結果を採用しているため、新SNAコモ法推計資料によっている。また、コモ法では家計消費支出、固定資本形成、在庫投資が一貫的に推計される。ここではコモ法で使用した主要資料を掲げる。

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表 (品目編原データ)	55年	通産省	出荷額
2	工業統計表 (産業編原データ)	55年	"	在庫推計
3	鉄鋼統計年報	55年	"	出荷額、製品在庫推計(銑鉄・粗鋼、鉄鋼一次製品)
4	エネルギー統計年報	55年	"	出荷額、製品在庫推計(石油製品)
5	紙パルプ統計年報	55年	"	出荷額、製品在庫推計(パルプ)
6	機械統計年報	55年	"	出荷額、製品在庫推計(自動車)
7	漁業養殖業生産統計年報	55年	農林水産省	出荷額
8	作物統計	55年	"	"
9	物貿統計	55年	"	"(価格)
10	農村物価賃金統計	55年	"	"(々)
11	木材需給報告書	55年	"	"
12	林業生産統計年報	55年	"	"
13	物価指數年報	55年	日本銀行	出荷額(価格)

14	事業所統計	55年	総理府統計局	出荷額(サービス業関係)
15	商業統計表	54年	通産省	流通在庫推計、商業マージン
16	商業動態統計月報	54年 55年	"	"
17	商業実態基本調査	54年	"	商業マージン
18	法人企業統計	54年 55年	大蔵省	"

4. 問題点

(1) コモ法では、屑・副産物推計に簡略推計法を使用しており、関連商品の需要額に昭和50年産業連関表の屑・副産物発生比率(固定)を乗じて求めている。しかしこのような推計は簡便法であり、原料事情の変化等により屑・副産物の投入サイドの推計と相当な開差が生じる恐れがある。そこで、家計から発生した屑・副産物の推計に当たっては、その投入先との十分な調整を行った(固定資本形成も同様である)。

(2) 産業連関表における商業マージンの推計は、資料の制約等から難しいことは事実であるが、生産者価格表段階の見込値とほぼ生産者価格表ができ上った段階での本格的な推計値との間に大きな開差が生じると、その後の購入者価格表での調整の余地が小さいことから調整が極めて難しい。小売マージンの大半は家計消費支出に“着く”ことを考えると事前の十分な調整が必要であろう。

対家計民間非営利団体消費支出(9122-00)

内生部門の対家計民間非営利団体(8290-30)を参照。

中央政府消費支出(9130-10)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額(生産活動に要する経常的コストに等しい)から他の部門に対するサービスの販売額(例えば、国立病院の医療収入、国立学校の授業料)を差引いたもの、つまり、中央政府の自己消費額に等しい。

したがって、中央政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	歳入決算明細書	54年 55年	大蔵省	生産額、投入額
2	各省各庁歳出決算報告書	54年 55年	大蔵省	生産額、投入額
3	特別会計決算参考書	54年 55年	大蔵省	生産額、投入額
4	政府関係機関決算書	54年 55年	大蔵省	生産額、投入額
5	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	生産額
6	昭和55年産業連関表作成に関する資料 昭和55年度において購入した物資及びサービスの内訳	55年	防衛庁	投入額
7	産業連関表作成のための昭和55年度地方公団体財政支出内容調査	55年	経済企画庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額：中央政府に分類される政府サービス生産者に属する部門は下記のごとくであり、各部門の生産額のうち中央政府分に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額を集計して生産額とする。

7170-210 「航空付帯サービス（国公営）」

8101-000 「公務（中央）」

8210-010 「学校教育（国公立）」

8210-030 「自然科学・学校研究機関（国公立）」

8210-040 「人文科学・学校研究機関（国公立）」

8212-110 「社会教育（国公立）」

8212-210 「その他の教育訓練機関（国公立）」

8213-110 「自然科学研究機関（国公立）」

8213-120 「人文科学研究機関（国公立）」

8220-010 「医療（国公立）」

8220-040 「保健衛生（国公立）」

8250-110 「社会保険事業（国公立）」

8250-210 「社会福祉施設（国公立）」

(2) 投入額：生産額推計で記述した各部門における自己消費額の推計は次のとおりである。

7170-210 「航空付帯サービス（国公営）（うち中央政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8101-000 「公務（中央）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
8201-010 「学校教育（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-学生徒納付金
8210-030 「自然科学・学校研究機関（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
8210-040 「人文科学・学校研究機関（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
8212-110 「社会教育（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-入場料等の料金収入
8212-210 「その他の教育訓練機関（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-学生徒納付金
8213-110 「自然科学研究機関（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
8213-120 「人文科学研究機関（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入
8220-010 「医療（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-家計からの料金収入
8220-040 「保健衛生（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）」

自己消費額=施設利用者からの料金収入
8250-110 「社会保険事業（国公立）（うち中央政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-家計からの料金、措置費等の収入
地方政府消費支出（9130-20）

1. 概念・定義及び範囲

(1) 地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額（生産活動に要する経常的コストに等しい）から他の部門に対するサービスの販売額（例えば、公立病院の医療収入、公立学校の授業料）を差引いたもの、つまり地方政府の自己消費額に等しい。

したがって、地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたもので

ある。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方財政統計年報	54年 55年	自治省	生産額、投入額
2	地方公務員給与の実態	54年 55年	自治省	生産額、投入額
3	地方公営企業年鑑	54年 55年	自治省	生産額、投入額
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	投入額
5	産業連関表作成のための昭和50年度地方財政支出内容調査	55年	経済企画庁	投入額

3. 推計方法

(1) 生産額：地方政府に分類される政府サービス生産者に属する部門は下記のとおりであり、各部門の生産額のうち地方政府分に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額を集計して生産額とする。

5200-200 「下水道」

5300-100 「廃棄物処理（公営）」

7160-310 「水運付帯サービス（公営）」

7170-210 「航空付帯サービス（国公立）」

8102-000 「公務（地方）」

8210-010 「学校教育（国公立）」

8210-030 「自然科学・学校研究機関（国公立）」

8210-040 「人文科学・学校研究機関（国公立）」

8212-110 「社会教育（国公立）」

8212-210 「その他の教育訓練機関（国公立）」

8213-110 「自然科学研究機関（国公立）」

8213-120 「人文科学研究機関（国公立）」

8220-010 「医療（国公立）」

8220-040 「保健衛生（国公立）」

8250-110 「社会保険事業（国公立）」

8250-210 「社会福祉施設（国公立）」

(2) 投入額：生産額推計で記述した各部門における自己消費額の推計は下記のとおりである。

5200-200 「下水道」

自己消費額=生産額-(家計から徴収した料金+事業所から徴収した料金)

5300-100 「廃棄物処理（公営）」

自己消費額=生産額-(家計から徴収した料金+事業所から徴収した料金)

7160-310 「水運付帯サービス（公営）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

7170-210 「航空付帯サービス（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8102-000 「公務（地方）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8201-010 「学校教育（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-学生生徒納付金

8210-030 「自然科学・学校研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8210-040 「人文科学・学校研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8212-110 「社会教育（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-入場料等の料金収入

8212-210 「その他の教育訓練機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-学生生徒納付金

8213-110 「自然科学研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8213-120 「人文科学研究機関（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8220-010 「医療（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-家計からの料金収入

8220-040 「保健衛生（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-施設利用者からの料金収入

8250-110 「社会保険事業（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額

8250-210 「社会福祉施設（国公立）（うち地方政府に分類されるもの）」

自己消費額=生産額-家計からの料金、措置費等の収入

国内総固定資本形成（政府）(9141-00)

（民間）(9142-00)

1. 概念・定義及び範囲

一般政府、公的企業、家計及び民間企業が行った、土地、建設物、機械、装置など有形固定資産の国内における購入及び固定資産の振替えから成り、この資産の取得に要した直接費用据付工事、中古資産の取引マージン等直接費用を含める。特許権、のれん代などの無形固定資産を含まない。土地は購入費全額ではなく、土地の仲介手数料、土地の造成、改良費のみを計上する。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のものとする。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とする。これらについて、具体的にどの品目を資本形成として扱うかは、過去の表及びSNAとの関連を考慮しつつ個々に決定する。

鉄道、軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成とし、その他の産業の取替工事は建設補修とし資本形成としない。

資産の耐用年数を延長する場合と偶発損に対応する大修理、大補修は、原則として資本形成として計上する。

長期生産物の仕掛品について、船舶と重電機は在庫に計上し、建設物は工事進捗量をすべて資本形成とする。

家畜のうち役用（牛馬の成畜のみ）、繁殖用、種付用、乳用、競走用、羊毛用その他資本用役を提供する家畜は、成長増加による固定資産振替額を資本形成とする。

直接に資本形成とするか、建設を迂回して資本形成とするかについて、建設のための財に対する支払いを建設業者が行い、建設の生産額にコストとして含まれているものは建設を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を發揮できる財を直接資本形成とし、その財が建設物と結合しない限り機能を發揮できないものを建設迂回の資本形成とする。

ただし、主として軍事目的のために使用される建設物やその他の耐久財の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、政府サービス生産者の中間消費とする。

2. 推計方法

(1) 国内総固定資本形成の推計

コモ法による推計結果をベースに推計を行った。コモ法では政府と民間との区別がなく、固定資本形成額一本の形で推計されるため、新SNAと同様に政府分は決算書の積上げによる推計値をとり残差を民間分とした。

また、各商品ごとの政府分と民間分との区分けには、資本財機器出荷内訳調査、機械受注統計、業界統計情報、50年産業連関表計数、決算書等の資料を用いた。

(2) 調整経過

固定資本形成は大別して建設部門と機械部門に分れる。建設部門の調整は建設部門の生産額の推計如何にかかるのでこの面からの調整を行った。新SNAの建設投資の推計はいわゆる建設コモ法を採用しており、建設資材の投入額をコモ法で推計し、これに「法人企業統計」等から推計した建設業の付加価値額を加算することにより建設生産額を求めている。一方、産出側（建設省）の建設推計については、建築部門は主として「建築着工統計」、土木部門は主として「決算書」により推計している。

SNA建設コモ法は昭和50年産業連関表における資材投入額及び各付加価値額をベンチマークにして、その後の変化をとらえるという推計方法を使用しているので、この点も考慮して調整を行った。

機械部門の調整は、コモ法による推計結果を政府、民間一本の形で提示し、通産省機械担当者の産出推計値との調整を行った。政府、民間の割り振りは、主として経済企画庁が行った。

3. 推計資料

先に示した通りである。

4. 問題点

屑・副産物の扱いは家計消費支出の項で述べた通り。

生産者製品在庫純増 (9150-40)

半製品・仕掛品在庫純増 (9150-20)

流通在庫純増 (9150-30)

原材料在庫純増 (9150-40)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 生産者製品在庫純増

農業、林業、鉱業、製造業等財貨を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品（ただし、事業所が通常購入したままの形態で販売する品目を含み、建設物は除外する）と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

(2) 半製品・仕掛品在庫純増

財貨を生産する産業によって一部加工、製造、又は組立てられた財貨であって、通常更に加工されずには他の事業所に対して販売、出荷、又は引渡されることのないもの（ただし、建設仕掛工事を除外する）と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

(3) 流通在庫純増

卸小売業に分類される事業所によって取得された財貨で、

販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

(4) 原材料在庫純増

産業によって保有される原材料及び貯蔵品の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。

2. 推計方法

(1) コモ法により形態別・商品別に在庫純増が推計されるので、この数値を生産額及び各商品の在庫純増推計値とした。在庫純増の概念が、「期中ににおける物量増減を年間平均価格で評価したもの」であるから、「工業センサス」や「商業センサス」を使用して在庫推計を行った場合、在庫品評価調整が必要であり、産業連関表の計数はこの調整済みの数値である。ただし、実際の推計にあたっては、一部在庫品評価調整を行っていないものが含まれる。

(2) 調整は、極力商品ごとに正確な在庫推計値となるように行ったが、産業連関表の作成がバランス調整の中で行われる点から、中には若干調整的色彩を持った推計が含まれた。

3. 推計資料

先に示した通りである。

4. 問題点

生産額推計は産業連関表作成作業スケジュールにおける初期作業であるため、生産額に含まれる半製品、仕掛品在庫純増の在庫品評価調整に関する十分な検討、情報が得られず、産業連関表の基であるコントロール・トータル（生産額）において在庫品評価調整が行なわれていない部門が生じている。

前回（50年産業連関表）も上記と同様な問題がおこってお

り、今後はスケジュール及び推計方法の検討を十分考慮する必要がある。

[付] 在庫品評価調整

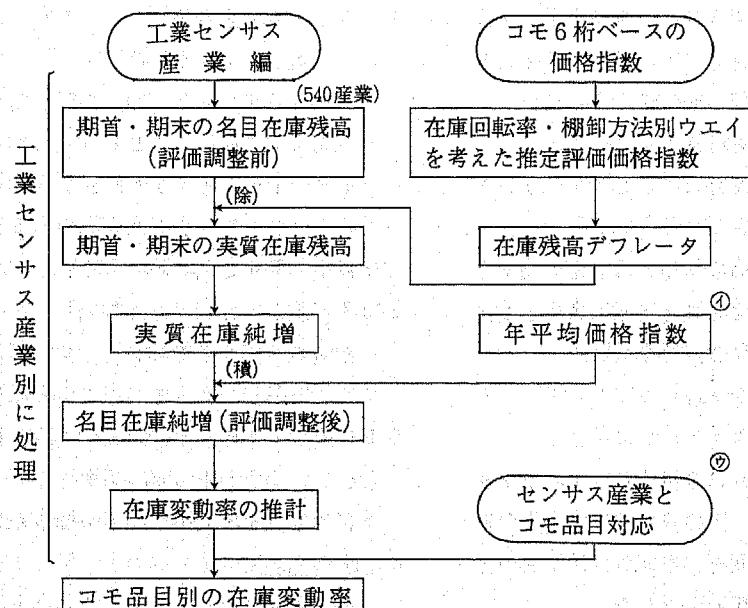
国民経済計算で求める在庫投資は、数量的な在庫変動の測定であり、生産活動によらない単なる時間の経過に伴う価値額の増減は除去しなくてはならない。在庫投資の推計に「工業統計」や「商業統計」を利用する場合、企業会計に基づく在庫投資額であるから、商品の数量変化と共に価格変化が含まれており、物価変動に起因するキャピタルゲインやロスを含む。更に企業における在庫の評価方法はまちまちであり、この面からも在庫品評価調整の必要がある。コモディティ・フロー法における在庫品評価調整法では在庫変動率算定の際に評価調整を織り込んでいる。すなわち、製品在庫変動率は製品在庫増減額を出荷額で除して求めるが、製品在庫増減額を事前に在庫品評価調整してから製品在庫変動率を求めるのが基本である。

推計方法を図により説明すると、①「工業統計産業編」から産業別に名目で在庫残高を算出し、②これを別途推計する在庫残高デフレータで除して実質在庫残高を求める。③次に期首と期末の差として実質在庫増減を得、これに年平均価格指数を乗じて評価調整後の在庫増減額を求める。④これを在庫変動率算定の分子として評価調整後の在庫変動率とする。⑤こうして得られた産業別の在庫変動率をコモ品目に対応づける。

なお、在庫残高デフレータの作成にあたっては、在庫形態別にコモ6桁ベースの価格指数を用いている。

また、「法人投資実績調査」（経済企画庁）により棚卸評価方法を求め、在庫残高デフレータの推計に織り込んでいる。

図 在庫品評価調整



直接購入（輸出）(9211-00)

1. 概念・定義及び範囲

「非居住家計による国内市場の財貨と非要素サービスの直接取引」と規定する。

1. 観光旅行者
2. 親戚、知人訪問等旅行者
3. 外交団等消費
4. 隊員個人消費

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	国際収支表	55年	日本銀行	
2	外客統計年報	55年	運輸省	
3	税務統計	50年	国税庁	
4	家計調査	55年	総理府統計局	
5	訪日外客消費額調査	56年 3月	国際観光振興会	

3. 推計方法

(1) 生産額：観光・訪問等旅行者の消費パターンと外交団等・隊員個人消費の2つのパターンに分けて推計する。

① 観光、訪問等旅行者消費……国際収支表第3表「旅行」では、旅行者消費は、「観光」と「その他」の2つにしか分割されていない。そこで「その他」を親戚、訪問等旅行者（家計が消費するもの）と業務渡航者消費（雇主により払戻しを受けるもの）に、資料2によって分割し、観光旅行者と親戚、訪問等旅行者の額を合計する。

② 外交団等、隊員個人消費……国際収支表第5-1表「公的部門取引」のうち、「外交団等消費」と「隊員個人支出」とする。

①、②を合計して直接購入（輸出）の生産額とする。

(2) 投入額：観光、訪問等旅行者消費のパターンと外交団等・隊員個人消費の2つのパターンに分けて推計する。

① 観光、訪問旅行者消費……訪日の目的、人種（国別）及び滞在期間等により、各種消費パターンは異なるが、データ上の制約から資料5によって一括同一の消費パターンとして扱い、まず費目（物品購入・宿泊・飲食・娯楽・運輸・その他）に分割し、産業連関表用分類に対応させて求める。なお、物品購入は資料3により非居住者の国内での物品購入のパターンを参考に推計する。

② 外交団等・隊員個人消費……資料4の年間収入5分位階級の最高位の消費パターンを参考に推計する。

(3) 推計上の問題点：

外交団等、隊員個人消費の内訳は、合衆国の家計調査等の消費パターンを用いた方が実態的と思われる。

(控除) 直接購入（輸入）(9412-00)

1. 概念・定義及び範囲

「居住者による海外市場の財貨と非要素サービスの直接取引」と規定する。

1. 観光旅行者
2. 親戚、知人訪問等旅行者
3. 外交団等消費

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	国際収支表	55年	日本銀行	
2	外客統計年報	55年	運輸省	
3	家計調査	55年	総理府統計局	
4	訪日外客消費額調査	56年 3月	国際観光振興会	
5	旅客携帯品旅具通関実態調査	57年 1月	大蔵省	

3. 推計方法

(1) 生産額：観光・訪問等旅行者消費のパターンと外交団等消費の2つのパターンに分けて推計する。

① 観光・訪問等旅行者消費……国際収支表第3表「旅行」では、旅行者消費は「観光」と「その他」の2つにしか分割されていない。そこで「その他」を親戚・知人訪問等旅行者（家計が消費するもの）と業務渡航者消費（雇主により払戻しを受けるもの）に資料2により分割し、観光旅行者と親戚・知人訪問等旅行者の額を合計する。

② 外交団等消費……国際収支表第5-1表「公的部門取引」のうち、「外交団等消費」の額とする。

①、②を合計して直接購入（輸入）の生産額とする。

(2) 投入額：観光・訪問等旅行者消費のパターンと外交団等・隊員個人消費の2つのパターンに分けて推計する。

① 観光・訪問旅行者消費……居住者の海外消費も非居住者の国内消費と同様、それぞれの条件（目的・滞在期間・社会的地位等）により、消費パターンは異なるが、データ不足のため資料4の居住者の国内消費パターンに準じて費目（物品購入・宿泊・飲食・娯楽・運輸・その他）に分割し、産業連関表用分類に対応させて求める。なお、物品購入は、資料5の羽田税關における居住者の持ち帰る土産パターンの品目別ウエイトを参考に推計する。

② 外交団等消費……資料3の年間収入5分位階級の最

高位の消費パターンを参考に推計する。

(3) 推計上の問題点：

観光・訪問等旅行の消費パターンは居住者の海外での消費調査等を用いた方が実態的と思われる。

2. 行政管理庁担当部門

貿易関係一般

昭和55年産業連関表においては、対外的な経済取引を「居住者と非居住者間における財貨と非要素サービスの取引」と規定し、これを普通貿易（輸出・輸入別）、直接購入（輸出・輸入別）及び特殊貿易（輸出・輸入別）並びに關税及び輸入品商品税の各部門に表示した。

財貨の取引は「普通貿易」の輸出入として、非要素サービスの取引及び普通貿易で扱われない財貨（船機用品、業務渡航者の購入する財貨及び非要素サービス、在日外国駐留軍の調達する財貨及び非要素サービス）は「特殊貿易」の輸出入として、また、居住者家計が海外で消費する財貨・サービス（外交官個人消費、観光・訪問等旅行者消費等）及び非居住者家計が国内で消費する財貨・サービス（在日外交官個人消費、在日外国駐留軍の隊員個人消費等）は普通貿易及び特殊貿易の双方から切り離した「直接購入」の輸出入として扱った。

また、普通貿易の輸入財貨に係る關税及び内国消費税としての物品税については、前者を「關税」、後者を「輸入品商品税」として扱った。

なお、産業連関表では、国内概念を採用しているので日本国内にある外国企業及び我が国の在外公館等の活動は国内として扱い、これらとの取引は居住者間の取引として扱われるため貿易とはならない。逆に日本国内（在外日本公館、日本国籍を有する船舶、航空機等も含む）にある外国公館や駐留軍等は非居住者とみなされ、これらとの取引は、貿易（直接購入）となる。

普通貿易（輸出）(9211-10)

1. 概念・定義及び範囲

「居住者と非居住者間における財貨の取引」と規定し、大蔵省が作成する普通貿易統計に計上される財貨の範囲とした。ただし、鋼船の再輸入分は輸出がなかったものとして、輸出額から控除した。映画フィルムは、その賃貸料が国際収支表の貿易外収支に計上されており（国際収支表第8表その他のサービス参照）、産業連関表では、非要素サービスとして特殊貿易に計上しているが、普通貿易統計でも税關で鑑定された価額が計上されているため、後者も計上すると二重計上となるので、普通貿易からは控除した。その他の品目は品目が明らかにされていないため再輸出・再輸入とも、輸出及び輸入の分類不明として扱った。

なお、普通貿易統計の輸出額はFOB価格（本船渡し価格）で評価されたものであるため、生産者価格評価表では、国内流通マージン（生産事業所から本船までに要した商業マージン及び貨物運賃）を控除した生産者価格で評価した。購入者価格評価表ではFOB価格で評価した。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	普通貿易統計	55年	大蔵省	
2	日本貿易月表	55年	日本関税協会	

3. 推計方法

部門別輸出入額は、上記推計資料の細品目を産業連関表の部門分類（7桁）に対応させ、それをコンバータとして集計した。

なお、輸出額のFOB価格を生産者価格へ転換する方法としては、普通貿易統計の細品目ベースで商業マージン・運賃額を求めるることは資料的に不可能であるため、まず、産業連関表の部門分類（7桁）ベースで平均的な商業マージン率及び貨物運賃率を求め、これらをFOB価額に乗じて商業マージン額・運賃額を求め、次いで、調整段階で各種の情報を用いてそれらの商業マージン額・運賃額に必要な修正を加え、それらをFOB価額から控除して生産者価格ベースの輸出額とした。

(1) 生産額

上記推計資料1による輸出総額から、映画用フィルム（特殊貿易でフィルム賃貸料で計上）、総トン数が500トン以上の鋼船の再輸出入額等を控除し（当初から貿易取引がなかったものとみなした）、これに昭和51年から普通貿易統計で把握することになった産業用金の輸出分を含めて輸出合計額とした。

(2) 投入額

部門別の輸出額は、普通貿易統計の細品目（7桁）を産業連関表の部門分類（7桁）に対応させ、それをコンバータとして組替集計した。

(3) 產出額

最終需要部門であるため、該当しない。

(4) 推計上の問題点

小額貨物（1件当たり10万円以下）の輸出額は、資料の制約から把握できなかったため含めなかった。

(控除) 普通貿易（輸入）(9411-10)

1. 概念・定義及び範囲

前述の普通貿易（輸出）9211-10と同じである。ただし、普通貿易統計の輸入額は、生産者価格評価表及び購入者価

格評価表とも、産業連関表の原則に基づきC I F価格で評価した。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	普通貿易統計	55年	大蔵省	
2	日本貿易月表	55年	日本関税協会	

3. 推計方法

前述の普通貿易（輸出）9211-10と同じである。ただし、輸入額は産業連関表では上述のとおり、生産者価格評価表も購入者価格評価表も共にC I F価格で評価するのが原則であるので、輸出におけるような運賃額、商業マージン額の算出控除は行わない。

(1) 生産額

推計資料1による輸入総額から、映画用フィルム（特殊貿易でフィルム賃貸料で計上）及び総トン数500トン以上の船舶の再輸出入額等を控除し（当初から貿易取引がなかったものとみなした）、輸入額合計とした。

(2) 投入額

部門別の輸入額は、普通貿易統計の細品目を産業連関表の部門分類（7桁）に対応させ、それをコンバータとして組替集計した。

(3) 産出額

最終需要部門であるため該当しない。

(4) 推計上の問題点

小額貨物（1件当たり10万円以下）の輸入額は、資料の制約から把握できないため含めなかった。

特殊貿易（輸出）(9211-20)

（控除）特殊貿易（9411-20）

1. 概念・定義及び範囲

「居住者と非居住者間における非要素サービス及び普通貿易に計上されない財貨の取引」と規定し、日本銀行が作成する国際収支表のうち居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録する貿易外収支から直接購入と要素サービスを除いたものにはほぼ一致する。

ただし、貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の受取った貨物運賃（ネット保険料）収入を、対象となる貨物の輸出入別及び支払い者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、全て貨物運賃、貨物保険の輸出に計上了。

	国際収支表						産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃保険			
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入		
本邦運輸（保険）業者の活動								
輸出に係るもの								
輸出者（居住者）の支払い	○		○		○			
輸入者（非居住者）の支払い	○		○		○			
輸入に係るもの								
輸出者（非居住者）の支払い			○		○			
輸入者（居住者）の支払い			○		○			
三国間輸送			○		○			
外国運輸（保険）業者の活動								
輸出に係るもの								
輸出者（居住者）の支払い								
輸入者（非居住者）の支払い								
輸入に係るもの								
輸出者（非居住者）の支払い		○			○			
輸入者（居住者）の支払い		○			○			

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国際収支明細表	55年	日本銀行	
2	外客統計年報	55年	運輸省	
3	訪日外客消費額調査	56年	国際観光振興会	
4	海上輸送の現況	55年	運輸省	
5	エネルギー生産・需給統計年報	55年	通商産業省	
6	旅客携帯品旅具通関実態調査結果	57年	大蔵省	

3. 推計方法

(1) 生産額

原則として資料1のうち直接購入と要素サービスの受払いを除いたもの（国際収支明細表(2), (3), (5-1) 及び(5-2) の範囲）が「受」＝輸出、「払」＝輸入となるが、以下のよう例外がある。

ア. 産業連関表では、輸出はF O B建、輸入はC I F建となっている。このため海上等における運賃（保険）はは国内の運輸サービス取引とみなされない。したがって概念定義上、貨物運賃・保険に関しては、本邦運輸（保険）業者の受取った貨物運賃（ネット保険料）收

入を、全て貨物運賃、貨物保険の輸出に計上し、輸入は考えない。このため国際収支表における「払」の額は、特殊貿易（輸入）の生産額には含まれない。

イ. 旅行については、業務目的の旅行のみが特殊貿易の範囲となり、観光等は含まれない。（直接購入となる。）

国際収支明細表(3)「貿易外一旅行」のうち「2.その他」を経済企画庁と協議して決定した比率で分割した値により推計した。

ウ. 国際収支明細表(5-1)「貿易外一その他（公的部門取引）」のうち外交団等消費は特殊貿易の範囲としない。また、軍関係のうち、現地要員賃金及び隊員個人支出は、それぞれ要素サービスの輸出及び直接購入（輸出）となるので、特殊貿易の範囲外である。両者の金額は経済企画庁推計値に拠った。

エ. 国際収支明細表(5-2)「貿易外一その他（民間部門取引）」のうち、1.労働所得、2.特許権使用料、3-(6)建設活動は要素サービスの取引であり、特殊貿易の範囲外である。また3-(8)クレームも含めない。

オ. 貨物運賃（船舶）、旅客運賃（船舶）、用船料（船舶）及びその他運賃等（船舶）の輸出については、資料4に基づく運輸省推計値を用いた。

カ. 船用油については、資料5により推計した値を用いた。

なお、円換算については、経済企画庁が国民経済計算作成のために使用した四半期ごとの統一レートを用いた。

(2) 投入額

国際収支明細表の項目と産業連関表部門分類が1対1に対応していないものについては、各種の資料を使用して分割係数を決定して推計した。

業務旅行については、資料3の訪日目的別消費額を用いて、宿泊費、飲食費等に分割し、さらに資料6部門別国内生産額等を考慮して細分し各部門投入額推計値とした。

(3) 産出額

最終需要部門であるため該当しない。

関 稅 (9420-00)

1. 概念・定義及び範囲

輸入品は貿易政策上の配慮等により、関税定率表に基づいて関税がかけられているが、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価し、取引価格を明らかにするため「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録している。

なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。

また、再輸入の鋼船については、普通貿易で輸出の取消

しとして扱ったため、関税についても同様関税がかからなかったものとして扱っている。

映画フィルムについても、貸貸料は非要素サービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税も同様かからなかったものとして扱っている。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	関税統計	55年	大蔵省	

3. 推計方法

(1) 生産額

関税は、輸入品に係るものであるため、普通貿易の輸入の推計に用いた輸入細品目と産業連関表用分類(7桁)とのコンバータを用い、資料1の結果を組替集計した。

(2) 投入額

生産額の項と同じである。

(3) 産出額

最終需要部門であるため該当しない。

(4) 推計上の問題点

普通貿易と同様、小貨物の輸入品(10万円以下)に係る関税額を含めない。

(控除) 輸入品商品税 (9430-00)

1. 概念・定義及び範囲

輸入品は、税関通過の際に関税のほか、国産品の場合と同様、内国消費税としての物品税、酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税及びトランプ類税(以下単に「輸入品商品税」と呼ぶ)が課税される。

輸入品を国産品の生産者価格と同一水準で評価し、取引関係を明らかにするために、間接税としての関税とならんで列部門として輸入品商品税欄を設けた。

国産品の物品税のうち第1種物品税は小売段階で、第2種物品税は製造業者の出荷段階で課税されるため、表上では第1種物品税は列部門の小売業の間接税として、第2種物品税は各製造業の間接税として計上されているため、輸入品についてもこれに合わせて、小売段階で課税される第1種物品税は、国産品の扱いと同様、小売業(列部門)の間接税として扱い、第2種物品税についてのみ輸入品商品税欄で一括して計上した。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	国税庁統計年報書	54年 55年	国 税 庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

ア. 酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、石油・ガス税、トランプ類税

資料1により各税の税関分課税状況の税額を求め曆年補正を行って推計した。

イ. 物品税（第2種（製造業者段階）のみ対象）

54年度及び55年度税関分課税状況を国税庁に照会し、曆年補正を行って推計した。

ウ. 石油税

資料1により総額を求めた後、貿易統計の油種別輸入額比で按分した。

第3節 粗付加価値部門

1. 労働省担当部門

基本表における付加価値中の雇用者所得は、原則として、雇用者数×雇用者1人当たり賃金を基礎に推計したものであり、ここでは、その根拠となった従業者数の推計を含めて雇用者所得の推計方法の概要を述べる。

1. 概念・定義及び範囲

(1) 従業者

① 概念・定義

従業者数は年平均として計上しており、従業者の地位により、自営業主、家族従業者、有給役員及び雇用者の4つに区分し、雇用者は、更に常用雇用者及び臨時日雇用者に2区分している。

これらの定義は、通常の雇用統計（事業所統計調査、毎月勤労統計調査など）の場合と同様である。雇用者の中には、給与支払の対象となる休職者も含まれる。

自 営 業 主：個人経営の事業所の経営主で、実際その事業所を経営している者

家 族 従 業 者：自営業主の家族で、賃金や給料を受けずに

仕事に従事している者

有 給 役 員：法人団体の役員で、常勤、非常勤を問わず

有給の者とし、重役や理事であっても職員を兼ねて一定の職務につき、一般の職員と同じ給与規則によって給与を受けている者は常用雇用者とする。

常 用 雇 用 者：常用雇用されている者で、従弟や見習いも

含まれる。この場合、事業所統計調査結果

を基礎としているため臨時又は日雇あるいはパートタイマーという名称であっても、1カ月以上の期間を定めて雇用されている者及び調査の前2カ月に各月それぞれ18日以上雇用されている者は常用雇用者に区分する。

臨時・日雇雇用者：1カ月未満の期間を定めて雇用されている者及び日々雇い入れられる者

② 範 囲

従業者の範囲は、国内の生産・サービス活動に対応した範囲とする。

部門別には、各部門の生産・サービスアクティビティに見合ってその部門の従業者数を確定することを原則としたが、労働者個々人の労働アクティビティと各部門の生産・サービスアクティビティとは必ずしも一致しないので、その場合は、次のような考え方で区分した。すなわち、労働アクティビティがいかなる生産・サービスアクティビティのために行われているかを目安に部門の格付けを行った。これは、いわば事業所ベースに近い考え方である。

例えば、自動車生産活動を行っている事業所の電話交換手は、実際は通信活動に従事しているが、このような場合、この電話交換手を通信部門に格付けせず、自動車の生産活動に必要な労働者という見地から、自動車部門に計上する。

(2) 雇用者所得

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は、雇主の支払いベースであり、雇用者の受取りベースではない。また所得の発生をその対応期間について正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとした。更に雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得を雇用者所得としている。雇用者所得は、従業員のうち有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者に対応する所得を意味し、自営業主の所得は営業余剰に含めている。

雇用者所得は、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、更にSNAを考慮して、最終的には以下の項目より構成されるものとした。

- (i)賃金・俸給
- (ii)役員俸給
- (iii)議員歳費
- (iv)退職年金及び退職一時金
- (v)現物給与
- (vi)給与住宅差額家賃
- (vii)社会保険料雇主負担
- (viii)雇用者の財産形成にかかる雇主の費用

(iv) 社会保険給付に対する上積み付加給付金

(i) 賃金・俸給

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇主の支払額である。また、この中には、労働協約で支払が義務づけられている慶弔費や、雇主が一括して再配分するチップが含まれている。昭和45年産業連関表では慶弔費は雇用者所得に含めず家計外消費支出に含めていたが、50年表、55年表では労働協約に支払いが明記されている場合雇用者所得に含める。慶弔費と考えられるものは以下の項目である。

- ① 結婚祝金 ② 出産祝金 ③ 入学祝金 ④ 死亡弔慰金 ⑤ 傷病見舞金 ⑥ 災害見舞金

チップは、①客が直接雇用者に手渡すもの ②客からのチップが雇主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、雇用者所得に含めるべきチップは客から規定料金のほかに雇用者に手渡される現金で、かつそれが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、したがって①も②もそれに該当すると思われるが、55年表では②のみを雇用者所得に含め、①は客から雇用者への移転とみた。

(ii) 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金を処分して支払った役員賞与は含めない。

(iii) 議員歳費

国会議員、地方議員の俸給のことである。

(iv) 退職年金及び退職一時金

退職年金とは適格退職年金制度等に対する雇主が拠出した積立額である。したがって、この雇主の積立額と現実に退職したものが受取る退職金とは相異する。

退職一時金とは、退職金共済契約等による積立制度への雇主の積立額と、積立制度以外で雇主が実際に支払った退職金をいう。

35年及び40年表では、これら費用を雇用者所得に含めなかつたが、45年表以降では含めた。その理由は、退職金も賃金と同様に企業のコストとして経理され、その帰属先が雇用者であることによる。

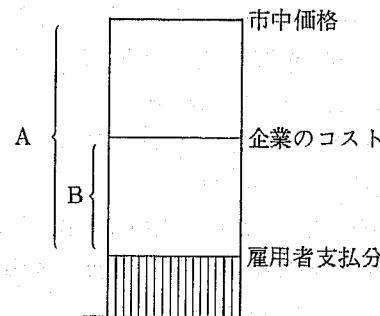
(v) 現物給与

現物給与には、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇主のコストが計上される。食事の費用は、昭和45年産業連関表では、雇用者1人月額701円以下は家計外消費としていたが、55年表ではすべて現物給与に計上することとした。

(vi) 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居してい

る場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額（右図Aに相当する部分を現物給与と考える）のことで、昭和45年産業連関表では、企業のコストから雇用者支払分を控除した額が雇用者所得に計上されていた（図のBに相当する部分）。55年表での扱いを45年表と異にした理由由は、



SNAに沿うものである。実際、これによって給与住宅に入居する雇用者は市中価格から雇用者支払分を除いたAに相当する額だけ便益を受けていると考えられ、また、45年表ではA-Bの分を住宅賃借料部門の営業余剰とみなすという擬制がなされており、方法は合理性を欠いていることなどにもよる。

(v) 社会保険料雇用主負担

これは、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、日雇健康保険、厚生年金保険、船員保険、児童手当、石炭年金に対する雇主の負担分である。児童手当は昭和47年より開始されたので、50年産業連関表から雇用者所得に含まれている。

(vi) 財産形成に関する企業の費用

雇主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

- ① 私的保険制度への拠出金 ② 持家援助に関する費用 ③ 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

この項目は、昭和50年産業連関表で初めてとり入れられたものである。

(vii) 社会保険給付に対する企業の上積み付加給付金

これは、社会保険の給付について雇主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇主の費用である。例えば労働保険、健康保険などが挙げられる。この項目は、昭和45年産業連関表では家計外消費支出に含められていた。

2. 推計資料

利用した資料は次のとおりであるが、このほか、直接各省庁、公社公団等から電話等により情報を入手して活用した。

(1) 従業者

資料名	出所
事業所統計調査	総理府統計局
国勢調査	〃
就業構造基本調査	〃
労働力調査	〃
毎月勤労統計調査	労働省
農家経済調査	農林水産省
総合農協統計	〃
国有林野事業労務統計概要	林野庁
漁業経済調査	農林水産省
本邦鉱業の趨勢	通商産業省
鉱業統計月報	〃
エネルギー統計年報	〃
資源統計年報	〃
工業統計表	〃
商業統計表	〃
電気事業要覧	〃
ガス事業統計年報	〃
地方公務員給与の実態	自治省
主要企業経営分析	日本銀行
屋外労働者職種別賃金調査	労働省
郵政統計年報	郵政省
一般職国家公務員在職状況統計表	総理府人事局
特別職在職状況統計表	〃
科学技術研究調査報告	総理府統計局
特殊法人総覧	行政管理庁
国の予算書	
国の決算書	

(2) 雇用者所得

資料名	出所
国民経済計算	経済企画庁
毎月勤労統計調査	労働省
労働者福祉施設制度等調査	〃
法人企業統計	大蔵省
農家経済調査	農林水産省
農業生産費調査	〃
国有林野事業労務統計概要	林野庁
林業労働者職種別賃金調査	労働省
船員労働統計	運輸省
本邦鉱業の趨勢	通商産業省
ガス事業統計年報	日本ガス協会
地方財政の状況	自治省
国鉄損益決算書	運輸省
私鉄統計年報	労働省
屋外労働者職種別賃金調査	〃
賃金構造基本統計調査	総理府人事局
給与支払状況統計報告	総理府統計局
住宅統計調査	〃
科学技術研究調査報告	厚生省
医療施設調査	総理府統計局
事業所統計調査(サービス業編)	通商産業省
工業統計表	人材院
国の決算書	自治省
国家公務員給与等実態調査	
地方公務員給与の実態	

3. 推計方法

(1) 従業者数の推計

自営業主、家族従業者は、原則として国勢調査の結果に、就業構造基本調査(昭和52年、54年)結果の各従業上の地位の副業の数を加えた。これらの推計で事業所統計調査を基礎としなかったのは、雇用者のいない自営業主のかなりの部分が把握されていない等の理由による。

有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者は、主として国勢調査の結果により需要側の統計である事業所統計調査や工業統計表に基づいてこれを補完した。それは、国勢調査など供給側の統計では二重雇用者が把握されておらず、産業連関表のように詳細な部門の数値の正確性が保証されないなどの理由による。

部門別には、需要側の統計では十分推計できない農林水産業では、国勢調査や農林水産省の調査を、また公務や公営企業などに関連する部門では、予算書等の資料を利用した。

製造業は国勢調査、事業所統計調査を基礎としたが、各部門への配分は工業統計表の産業連関表用部門別組替集計結果の従業者数によった。これらの産業以外の部門は原則として国勢調査、事業所統計調査の結果によった。

なお、国勢調査、事業所統計調査等はある一時点の調査であるから、労働力調査の各月と年平均値との比率によって年平均ベースに転換した計数を用いた。

(2) 雇用者所得の推計

賃金・俸給は、常用雇用者、臨時・日雇雇用者、有給役

員の別に一人当たり平均賃金を推計し、それに人数を乗じた。社会保険料（雇用主負担）、その他の給与は、各項目の常雇賃金に対する比率を推計し、先に求めた常雇賃金に乗じた。

① 常雇賃金の推計

一人当たり賃金は、製造業部門、サービス業部門、公務等の部門、その他の部門に分けて、次のような資料に基づいて推計した。

(i) 製造業部門

毎月勤労統計調査の小分類組替集計結果の賃金を探用し、これを工業統計表でチェックした。

(ii) サービス部門

毎月勤労統計調査の小分類組替集計結果の賃金を探用した。

(iii) 公務、医療及び教育等の部門

公務は、国の決算書、国家公務員給与等実態調査、地方公務員給与の実態等から、国公立の医療及び教育、公共企業体、公営企業は予算書から、それぞれ一人当たり賃金を推計した。

(iv) その他の部門

農林水産業の部門は農家経済調査等の農林水産省の調査、鉱業は「本邦鉱業の趨勢」の労働者の賃金を、それ以外の部門は毎月勤労統計調査の小分類組替集計結果の賃金を探用した。

② 臨時・日雇賃金

毎月勤労統計調査の臨時・日雇賃金日額に就労日数、雇用者数を乗じた。（賃金日額×就労日数×12ヶ月×雇用者数）

なお、就労日数は、毎月勤労統計調査の延人員（man-day）を事業所統計調査の雇用者数で除して算出した。

③ 有給役員給与

労働統計の中で、役員給与を調査したものが存在しないため、「法人企業統計」によって産業（中分類）別に常雇賃金に対する倍率を算出し、これを部門別に推計した常雇賃金に乗じることによって一人当たり役員給与を推計した。

④ 給与住宅差額家賃

この部分は昭和50年産業連関表から推計方法が大幅に変更しており、市中家賃との差額分を計上することとなつた。そこで次の(i), (ii)のような手順で差額家賃の生産額を推計し、それを、(iii)の方法で部門分割した。

(i) 昭和53年住宅統計調査を利用して生産額を推計する。

(ii) 昭和53年、55年家計調査を用いて55年生産額に換

算する。

53年生産額 4,759.3億円

55年生産額 5,522.2億円

(iii) (i)及び(ii)で推計した差額家賃の部門分割方法は次のとおりである。

イ 「労働者福祉施設制度等調査」結果の給与住宅の企業のコストを基礎に、各部門毎の給与住宅費用を計算する。

ロ イの部門別給与住宅費用により生産額を各部門に配分する。

⑤ その他の雇用者所得

退職年金及び退職一時金、現物給与、社会保険料雇用主負担、財形費用、社会保険給付上積付加給付金などは、「労働者福祉施設制度等調査」により、現金給与総額に対する比率を計算し、これに常雇の賃金を乗じて算出した。

4. 問題点

雇用者数及び雇用者所得の推計の際の問題は、雇用者数の推計資料が事業所ベースであるのに対し、それを生産アクティビティ・ベースに転換しなければならないということであった。一人の雇用者が幾つかの商品の生産に携わるという場合、完全にアクティビティに徹しておれば、一人をそれぞれの部門に分割しなければならない。特に、建設業や耕種農業の部門のように、同一の雇用者が転職あるいは兼業するなど複数の商品の生産を行う場合や、鉄鋼や化学の部門等各商品が一貫作業で生産される場合が問題となった。特に建設部門は、既存の資料から基本分類に分割することが非常に困難であり、十分な推計が行えなかつたので注意を要する。

また、実際の推計に当たって、資料がないか、又は資料があつても概念・範囲等が異なり利用できない場合があった。特に、雇用者所得の推計に当たって必要となる賃金に関する資料が十分でないことが多かった。例えば、農林水産業は、就業状態に季節性が強く、また他部門との兼業が多いことや、資料面での制約等の問題があり、賃金の推計は困難であった。また、零細企業の資料も十分でないという問題があった。

2. 経済企画庁担当部門

家計外消費支出

①宿泊・日当 (9110-010)

②交際費 (9110-020)

③福利厚生費 (9110-030)

1. 概念・定義及び範囲

(1) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う経費で家計消費支出に類似する支出であり、その範囲は福利厚生

費（雇用者所得に含まれるもの及び内生部門に計上されるものを除く）と交際費、接待費及び出張費から実際支払った運賃を除いた分（主として、宿泊費と日当）である。

① 宿泊・日当……役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等の旅行に要した費用のうちの日当、宿泊料部分並びに赴任等のための仕度金、赴任手当、看護手当等である。

② 交際費……得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供應、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。

ただし、例外として、役員、又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含まれる。

③ 福利厚生費……雇用者所得として処理されているもの以外の福利厚生費で、福利施設負担額（食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用）、保健衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要するいっさいの財貨サービス費用及び要素費用）、娯楽・スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーション及びこれら施設に関するすべての費用）並びに宿泊所及び保養所などの費用（上記のそれぞれの費用から分離して、一括計上される場合の維持管理費、修繕費、減価償却費、賃借料など）から成っている。

(2) 列部門の家計外消費支出計と、行部門の「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生費」の合計は一致する。最終需要欄では、全産業での消費額が財別に計上されているのに対し、付加価値欄ではその支出額が産業別に計上される。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出 所	備 考
1	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	
2	産業連関表	50年	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生費」の家計外消費支出各部門について産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の合計により推計した。

産業については、資料2及びその付帯表である50年V表を基に作成されている新SNA昭和50年U表（産業別財貨・サービス投入表）(注1)を延長推計して得られた昭和

55年簡易U表から家計外消費支出各部門毎に産業別の投入額を合計することにより得られる。

政府サービス生産者については、資料2から家計外消費支出各行部門について産業計に対する政府サービス生産者の割合を用いて、上記の産業計にこの割合を乗ずることにより推計した。

対家計民間非営利サービス生産者については、政府サービス生産者の推計方法と同様に、家計外消費支出各行部門の産業計に対する対家計民間非営利サービス生産者の割合を家計外消費支出各行部門の産業計に乗ずることにより推計した。

(2) 投入額

資料2の家計外消費支出(列)への各部門からの購入者価格表産出額に50年から55年の各行部門の物価上昇率を乗じて55年家計外消費支出(列)の暫定投入額を推計し、この商品構成比に(1)の生産額を乗ずることにより推計した。

次に、資料2を基礎に作成された昭和55年産業連関表試算推計値（行政管理庁作成）及び産出側からの推計値との調整を行ない投入額を決定した。

なお、50年から55年の各行部門の物価上昇率は、新SNA中間需要デフレーターを推計資料として用いた。

(3) 産出額

(1)の生産額推計の際に得られた産業別の家計外消費(注2)支出各行部門の投入額をシステム処理により商品別投入額に変換し、その細分については、昭和55年産業連関表試算推計値（行政管理庁作成）を用いて配分した。

次に、投入側で推計された計数との調整を行ない、家計外消費支出各行部門の各列部門への産出額（=各列部門の家計外消費支出各行部門投入額）を決定した。

(注1) 新SNAでは、「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生費」の家計外消費支出は産業の中間投入項目としてとり扱っている。

(注2) 生産額推計に用いた昭和55年簡易U表と新SNA 55年V表（資料1に掲載）からX表を作成した。

1. 概念・定義・範囲

(1) 付加価値から、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものである。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子、使用動産や不動産の純賃貸料等から成る。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当、受取賃貸料は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

使用動産の純賃貸料を上記のように扱うのは、生産と

生産のための資本を結びつけようとする、いわゆる使用者主義によるためである。ただし、物品賃貸を専ら業とする特定部門の資本は例外的に所有者主義によるので、営業余剰は所有部門で発生することとする。

なお、支払利子に関して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービスを受けていることとするため、帰属サービス分だけ営業余剰が減少することに注意すべきである。

(2) 個人業主や無給の家族従業者等の評価所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含められる。

(3) 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コストに等しいと定義されているため、営業余剰は産業にのみ発生する。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	
2	産業連関表	50年	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1の営業余剰に統計上の不突合を合える。

(2) 産出額

資料1の産業別営業余剰を昭和55年産業連関表試算推計値で分割した推計値を参考としつつ、投入側からの情報を中心に計数を確定した。

資本減耗引当 (9420-000)

1. 概念・定義・範囲

(1) 固定資本の価値は生産過程において消耗されて行くが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で減価償却費と資本偶発損から成る。減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するもので、資本偶発損は火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。固定資本の範囲は「国内総固定資本形成」で説明したものと同じであるが、一般道路その他の公共施設の償却は行わない。

(2) 資本減耗引当の部門別推計は、原則として使用者主義によっている。したがって他からの借用資産も計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれる。

ただし、物品賃貸を専ら業とする特定部門の場合は所有者主義によることにするので、使用者は賃料を支払い、所有産業すべての経費を計上することになる。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	
2	産業連関表	50年	行政管理庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

資料1より得られる固定資本減耗額（資本減耗引当に同じ）を用いた。

(2) 産出額

資料1から得られる産業別固定資本減耗額（政府・対家計民間非営利を含む）をシステム処理により商品別固定資本減耗額に転換し、その細分については、資料2を基礎として作成された昭和55年産業連関表試算推計値（行政管理庁作成）を用いて配分した。

次に、投入側で推計された減価償却額を参考として調整を行ない、資本減耗引当の産出額を決定した。

間接税（関税を除く）(9430-000)

1. 概念・定義・範囲

(1) 間接税は、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関する課税であり、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されるものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入（日本専売公社納付金など）も間接税に含まれる。ただし、関税と輸入品商品税は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上する。

(2) 国税では酒税、揮発油税、物品税、自動車重量税等が、地方税では事業税、たばこ消費税、料理飲食等消費税、固定資産税等が、税外負担では、専売益金、各種手数料等が間接税に相当する。

(3) 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課されるが、これから課税される固定資産税の全額が間接税とされるのは、国民経済計算及び産業連関表の約束に基づくものである。すなわち国民経済計算及び産業連関表では住宅はすべて産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても「住宅賃貸料」という部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することにしているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

- (4) 料理飲食等消費税は遊興、飲食、宿泊等をする人を納稅義務者としているから、本来は直接税的なものである。しかし、徴収の方法として、料理店等の経営者が都道府県に代わって納稅義務者から徴収し、これを都道府県に納入することとされている。また、旅館等の利用者も、本来の宿泊代やサービス料などと共に税額込みの料金を宿泊費等として認識しているのが普通である。そこで国民経済計算及び産業連関表では、遊興、飯食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店等では税額込みの売上高を計上し、料理飲食等消費税は全額を同部門の負担する間接税とする。通行税、入場税、電気税等も同じ扱いをする。
- (5) 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の2分の1を間接税としている。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	決算書	55年	大蔵省	
2	国税庁統計年報書	55年	国税庁	
3	地方財政統計年報	55年	自治省	
4	道府県税の課税状況等に関する調査	55年	自治省	
5	固定資産の価格等の概要調査(土地)	55年	自治省	
6	国土庁資料	55年	国土庁	
7	工業統計表	50年	通産省	
8	国富調査総合報告	45年	経済企画庁	
9	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

国民経済計算基礎資料により、関税及び輸入品商品税を除いた間接税の昭和55年分とする。

(2) 產出額

間接税の產出配分は、直接に税を支払った部門に負担させるのを原則とする。砂糖消費税(2070-00「砂糖」)、揮発油税(3210-00「石油製品」)のように負担部門が明らかなものはそのまま当該部門に配分し、自動車重量税のように全部門に関係するものは、産業別自動車保有台数等の指標を用いて各部門に配分することとし、資料9の産業別間接税をシステム処理により部門別間接税に転換し投入側

との調整を行ない推計した。

なお、石油ガス税と軽油引取税は国民経済計算ではそれぞれ小売業、卸売業に配分しているが、産業連関表では例外的に「石油製品」部門へ配分する。

(控除) 経常補助金(9440-000)

1. 概念・定義・範囲

(1) 国民経済計算の補助金と同じである。産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、一般政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。なお対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受取ることはない。

(2) 法令上又は予算上常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰入れは経常補助金と見なす。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	決算書	55年	大蔵省	
2	補助金便覧	55年	大蔵省	
3	地方財政統計年報	55年	自治省	
4	国民経済計算年報	55年	経済企画庁	

3. 推計方法

(1) 生産額

国民経済計算を参考に、個々の補助金について経常補助金となるかどうかの全面的見直しを行ない、補助金の昭和55年暦年分とした。

(2) 產出額

経常補助金は、決算書の「目」を単位として「補助金便覧」等を参考に補助金目的により受取り先の各部門に配分する。

なお、① 政府諸機関(産業)に交付される経常補助金は、当該諸機関が格付けられている部門に配分する。

② 事業費補助金、対策費補助金等の経常補助金は、交付対象が格付けられている部門に配分する。

③ 利子補給金、資金融資補給金等の経常補助金は、交付対象が格付けられている部門に配分する。

④ 食糧管理特別会計への一般会計からの繰入れは、商業部門でなく、精穀・製粉部門等への補助金とする。